

### 3 公共交通機関

- 01 移動等円滑化された経路
- 02 視覚障害者誘導用ブロック等
- 03 出入口
- 04 改札口
- 05 通路
- 06 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路
- 07 階段
- 08 エレベーター等
- 09 便所
- 10 プラットホーム
- 11 乗車券等発売所等
- 12 発券機
- 13 標識
- 14 休憩設備
- 15 育児用施設

# 01.02

## 移動等円滑化された経路 視覚障害者 誘導用ブロック等

### 基本的な考え方

- ・公共用通路と車両等と乗降口との間であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適する通路(以下、移動等円滑化された経路)を乗降場ごとに1以上設ける。
- ・公共用通路と駅舎の改札口が複数設けられている場合には、それぞれの経路においても高齢者、障害者等が円滑に通行できるように整備する。
- ・敷設にあたっては、あらかじめ誘導動線を設定するとともに、誘導する箇所を明確化し、動線が遠回りにならないよう配慮する。
- ・視覚障害者の誘導方法としては、音声・音響による案内も有効である。

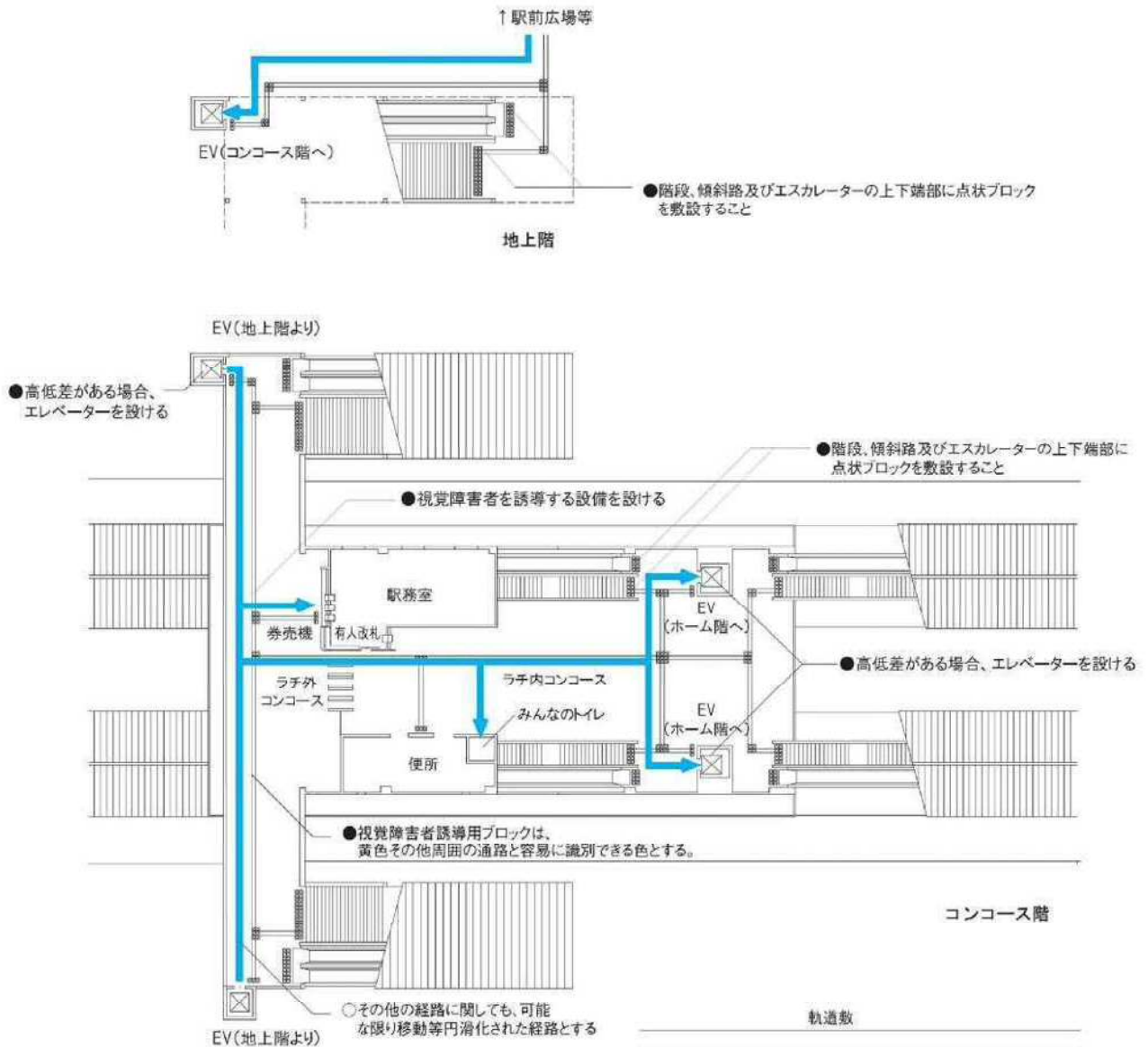
### 公共交通機関



#### 整備基準

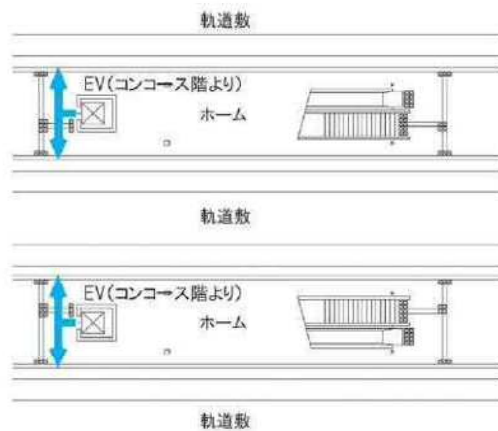
#### 推奨基準

#### 解説

	整備基準	推奨基準	解説
1 移動等円滑化された経路	(1)車両等の乗降口との経路 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と鉄道車両（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。以下同じ。）の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化された経路」という。）を乗降場ごとに1以上設けること。	・その他の経路に関しても、可能な限り移動等円滑化された経路とすること。	・「公共交通機関の施設の外部にあるもの」とは、道路、駅前広場、通路等である。 ・移動等円滑化された経路における各部位の構造については、各部位の項目に従う。 ・移動等円滑化された経路と乗車券売所等、券売機及びみんなのトイレとの間の経路における通路のうち1以上は移動等円滑化された経路と同様の出入口、通路等の基準を満たすこと。 ・他の事業者や他の公共交通機関への乗り換え経路についても、高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮すること。
	(2)高低差 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路及びエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えること。		・車いす使用者による単独利用を考慮し、垂直移動設備としてエレベーターを設置することを原則とする。
	(3)適応除外 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（5の項(2)（施行規則8の項(6)）に掲げる基準に適合するものに限る。）又はエレベーター（6の項(1)（施行規則8の項(7)）に掲げる基準に適合するものに限る。）を利用することにより、高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と鉄道車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の規定によらないことができるものとする。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、同様とする。		
2 視覚障害者誘導用ブロック等	(1)～(2) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 (1) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって、公共用通路と鉄道車両の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備間の経路を構成する通路等であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、この限りでない。  (2) (1)の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と1の項（施行規則8の項(1)）に規定する移動等円滑化された経路を構成する6の項(1)コ（施行規則8の項(7)）に規定する乗降口ピラーに設ける操作盤、13の項(4)（施行規則15の項(4)）に規定する設備（音によるものを除く。）、便所の出入口、乗車券等販売所、待合所及び案内所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)ただし書に規定する通路等については、この限りでない。	・他の事業者や他の公共交通機関等と連続した誘導経路となるよう、誘導動線、形状、色のコントラストなどを統一・系統的に敷設すること。	・「視覚障害者誘導用ブロック」とは、総状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。 ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設は、安全でシンプルな道すじを明示することを優先するとともに、一般動線に沿うことを考慮しつつ、可能な限り最短経路により敷設すること。
	(3)点状ブロックの敷設 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロックを敷設すること。		
	(4)色及び識別 視覚障害者誘導用ブロックは、黄色その他周囲の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより当該視覚障害者誘導用ブロックの部分を容易に識別できる色とすること。		・形状については、JIS T9251規格に合わせたものとする。 ・材質については、十分な強度を有し、滑りにくい耐久性、耐摩耗性に優れたものとする。



凡例:  移動等円滑化された経路  
 主たる整備基準規定箇所



■ 橋上駅の場合

ホーム階

# 03.04

## 出入口 改札口

### 基本的な考え方

### 公共交通機関

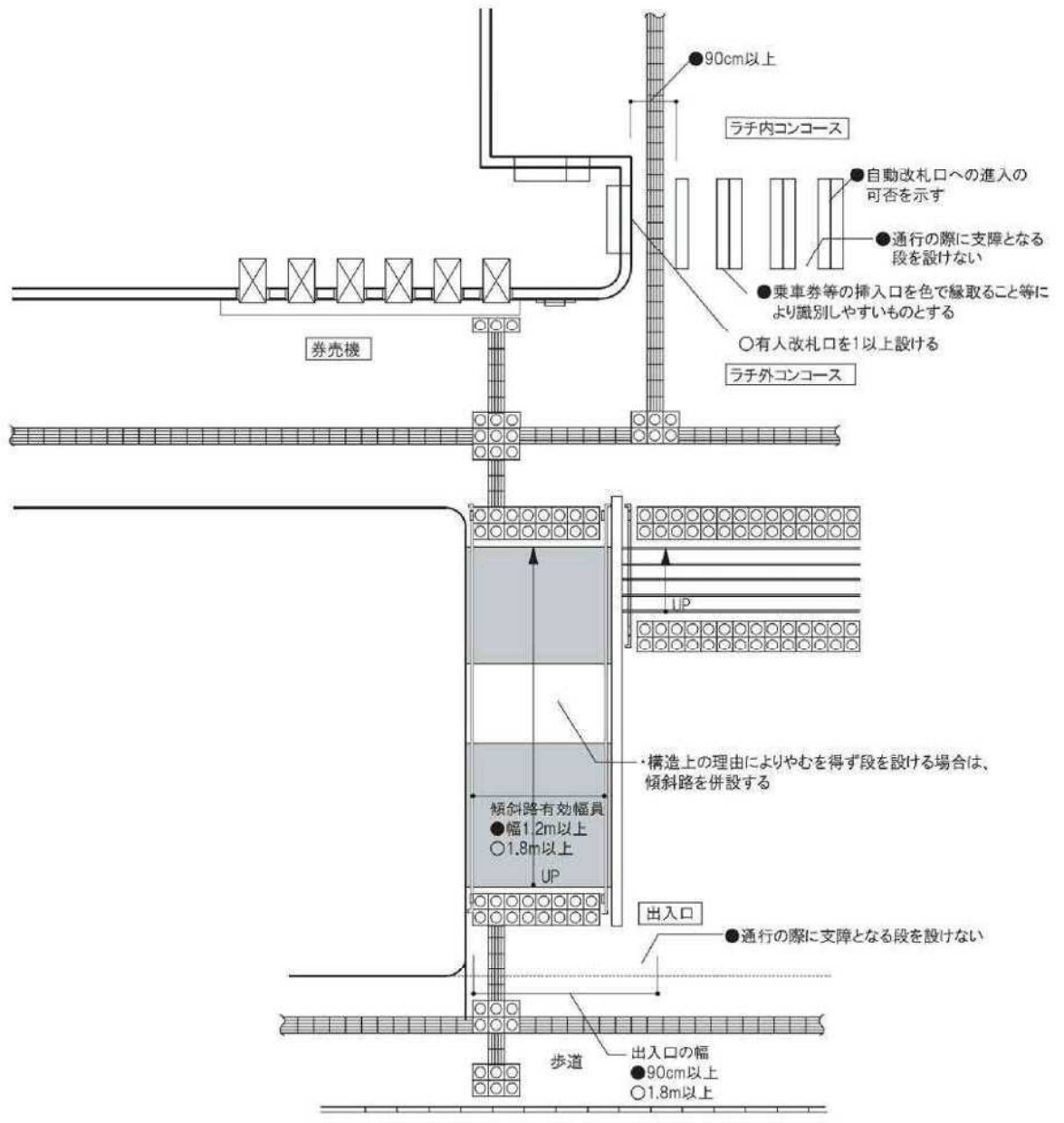
- ・公共用通路との出入口については、だれもが駅前広場や公共用通路など旅客施設の外部から円滑にアプローチできるよう、わかりやすい配置とする。
- ・出入口への動線は車いす使用者等が遠回りすることがないように、バリアフリー化できるよう配慮する。
- ・移動等円滑化された経路を構成する改札口は、車いす使用者や視覚障害者等だれもが円滑に利用できるものとする。
- ・改札口には、高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮して有人改札口をおくことが望ましい。

#### 整備基準

#### 推奨基準

#### 解説

	整備基準	推奨基準	解説	
3 出入口	(1)出入口	出入口のうち1以上は、次に掲げるものであること。	・屋外に通じる出入口には屋根又はひさしを設ける。	
	ア 幅	幅は、80cm以上とすること。	・幅は、1.2m以上とする。	
	イ 戸の構造	戸を設ける場合は、次に掲げるものであること。 (ア) 全面が透明な戸を設ける場合は、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。 (イ) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造（回転式を除く。）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (ウ) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	・扉の前後には、車いす1台が止まることができるよう、1.2m以上の長さの水平区間を設ける。	・自動開閉装置は、車いす使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。
	ウ 段差	通行の際に支障となる段を設けないこと。	・多少の段差が生じる場合についても、車いす使用者等の通行の支障にならないよう、傾斜路を設ける。	・構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、6の項（施行規則3の項）に定める傾斜路を併設すること。 ・公共用通路と公共交通機関の境界部分については、管理区域及び施工区域が異なることによる段差が生じないように配慮する。
	(2)移動等円滑化された経路を構成する出入口	移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、(1)(施行規則1の項)の規定によるほか、次に掲げるものであること。		
ア 幅	幅は90cm以上とすること。	・車いす使用者同士のすれ違いを考慮し、幅は、1.8m以上とする。		
イ 戸の構造	戸を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものとする。 (ア) 幅は、90cm以上とすること。 (イ) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。			
ウ～エ 段差	ウ エに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 エ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。			
4 改札口	(1)改札口	改札口に自動改札機を設ける場合は、自動改札機又はその付近に、当該自動改札口への進入の可否を容易に識別することができる方法で表示すること。	・有人改札口を1以上設ける。	・進入可否表示の配色については、色覚障害者の利用に配慮すること。
	(2)移動等円滑化された経路を構成する改札口	移動等円滑化された経路に改札口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。 ア 有効幅員は、90cm以上とすること。 イ 通行の際に支障となる段を設けないこと。		・改札口への線状ブロックの敷設経路は、有人改札口がある場合は有人改札口へ誘導する。



■ 移動等円滑化された経路を構成する出入口の例

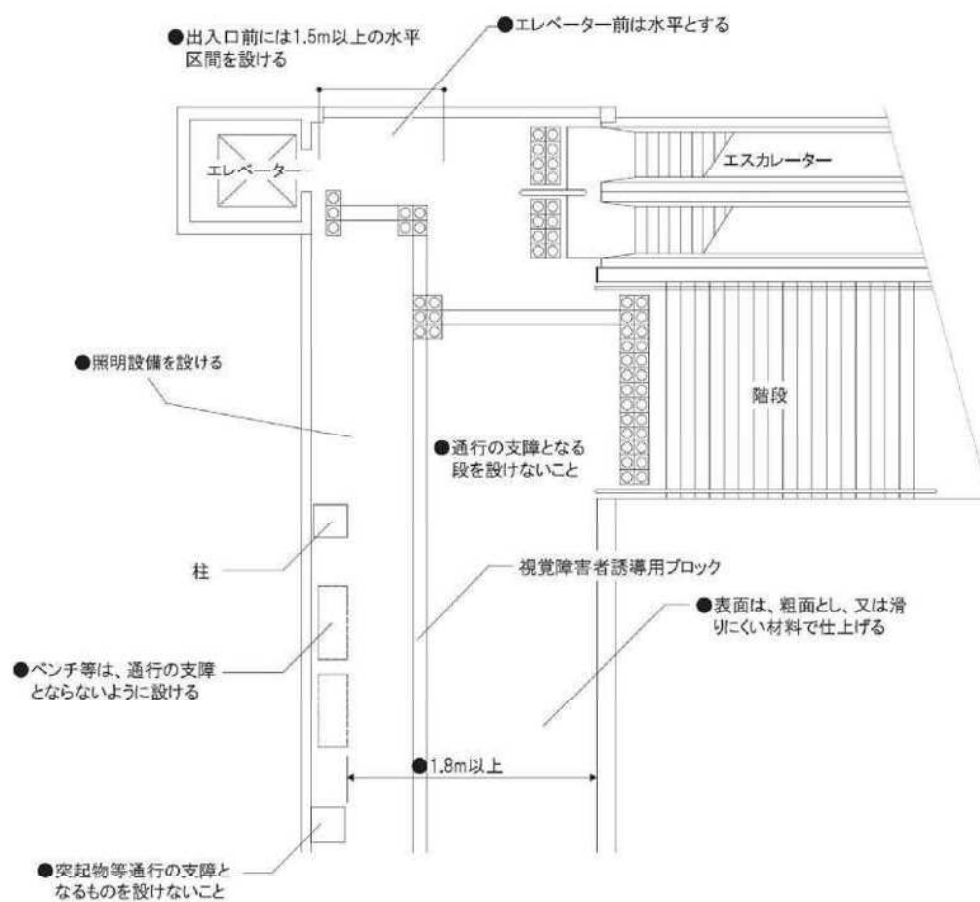
# 05 通路

## 基本的な考え方

## 公共交通機関

・だれもが円滑に利用できるように、複雑な曲がり角や各建築部位、設備等が突出しないように整備する。

	整備基準	推奨基準	解説
(1)通路	通路は、次に掲げるものであること。	・手すりを設置することが望ましい。	・ベンチ、自動販売機等は、通行の支障とならないように設ける。
ア 床面仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		
イ 段	段を設ける場合は、7の項(施行規則5の項)に掲げる基準に適合するものとする。		
ウ 幅	傾斜路と接する部分の通路等の幅は、1.5m以上とすること。		
エ 突出物	突出物その他通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者等の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。		・原則、床から2m程度の高さまでの間の空間に天井、壁面からの突出物を設けないこと。
オ 排水溝	排水溝を設ける場合、溝ぶたは、白杖、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。		
カ 視覚障害者対	階段又は傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上段に近接する通路の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、階段又は傾斜路の上端に近接する通路の部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。 (ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (イ) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (ウ) 主として自動車の駐車用の供する施設に設けるもの		
(2)移動等円滑化された経路を構成する通路	移動等円滑化された経路を構成する通路は、(1)(施行規則2の項)の規定によるほか、次に掲げるものであること。		
ア 幅	幅は、1.8m以上とすること。		・車いす使用者同士のすれ違いを考慮する。
イ 戸の構造	戸を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものとする。 (ア) 幅は、90cm以上とすること。 (イ) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。		
ウ～エ 段差	ウ エに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 エ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。		
オ 照明設備	照明設備を設けること。		・高齢者や弱視者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。



■ 移動等円滑化された経路を構成する通路の例

# 06.07

## 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路階段（その踊場を含む）

### 基本的な考え方

- ・傾斜路の設置にあたっては、一般の利用者も通行しやすい動線上に配慮する。
- ・幅や勾配は、できる限り余裕のあるものとする。
- ・手動車いす使用者に対しては、長距離や急傾斜の傾斜路利用が困難であることに配慮する。
- ・階段は高齢者や杖使用者、視覚障害者等の円滑な移動に配慮する。

### 公共交通機関

#### 整備基準

#### 推奨基準

#### 解説

	整備基準	推奨基準	解説	
傾斜路	(1)傾斜路	傾斜路は、次に掲げるものであること。	・屋外に設けられる傾斜路には、屋根又はひざしを設ける。	
	ア 手すり	両側に手すりを2段で設け、その手すりの両端には、傾斜路の通じる場所を点字で表示すること。		・手すりの高さは、上段75cm～85cm程度、下段60cm～65cm程度の高さとし、段の端部から60cm以上水平に延長して設ける。 ・点字による表示方法はJIS T0921規格に合わせるものとする。
	イ 床面仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		
	ウ 床面の識別	その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。		
	エ 立ち上がり部	両側に、側壁又は5cm以上の立ち上がり部を設けること。		
	オ 視覚障害者対応	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が5の項力(ア)から(ウ)（施行規則2の項(6)アからウ）までのいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを両側に設けるものである場合は、この限りでない。		・傾斜路始終端部に敷設する点状ブロックの位置は、傾斜路の始終端部から30cm程度離れた箇所とする。
	(2)移動等円滑化された経路を構成する傾斜路	移動等円滑化された経路を構成する傾斜路は、(1)（施行規則3の項）の規定によるほか、次に掲げるものであること。		
ア 幅	幅は、1.2m以上とすること。ただし、段に併設する場合は90cm以上とすること。	・車いす使用者等の円滑な利用を考慮し、1.8m以上とすること。		
イ 勾配	勾配は12分の1以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16cm以下の場合は、8分の1以下とすること。		・屋外では20分の1以下とする。	
ウ 踊場	高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること。	・傾斜路の起点、終点、屈曲部分、他の通路との交差部分にも、踏幅1.5m以上の踊場を設ける。		
階段	(1)階段	階段は、次に掲げるものであること。	幅は1.5m以上とする。 ・階段下には、利用者の通行に支障のある高さの空間を設けない。やむを得ず設ける場合は、柵などを設置する。	幅は1.2m以上とする。 ・階段の蹴上は16cm以下、踏面は30cm以上、蹴込みは2cm以下とする。
	ア 手すり	両側に手すりを2段で設け、その手すりの両端には、階段の通じる場所を点字で表示すること。		・手すりの高さは、上段75cm～85cm程度、下段60cm～65cm程度の高さとし、段の端部から60cm以上水平に延長して設ける。 ・点字による表示方法はJIS T0921規格に合わせるものとする。
	イ～カ 段の構造	イ 回り段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 エ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 オ 段鼻の突き出しを設けないこと及び蹴込み2cm以下とすること。 カ 両側に、側壁又は2cm以上の立ち上がり部を設けること。	・側壁がない場合は5cm程度まで立ち上がり部を設けることが望ましい	
	キ 照明設備	照明設備を設けること。		・高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。
	ク 踊場	高さが3mを超えるものにあつては、高さが3m以内ごとに踏幅1.2m以上の踊場を設けること。		
	ケ 中間手すり	階段の幅が4mを超えるものについては、アのほか中間にも手すりを連続して設けること。ただし、踊場については、この限りでない。		
	コ 視覚障害者対応	段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が5の項力(ウ)（施行規則2の項(6)ウ）に定めるもの又は段がある部分と連続して両側に手すりを設けるものである場合は、この限りでない。		・階段の始終端部に敷設する点状ブロックの位置は、階段の始終端部から30cm程度離れた箇所とする。





# 08-1 エレベーター等

## 基本的な考え方

## 公共交通機関

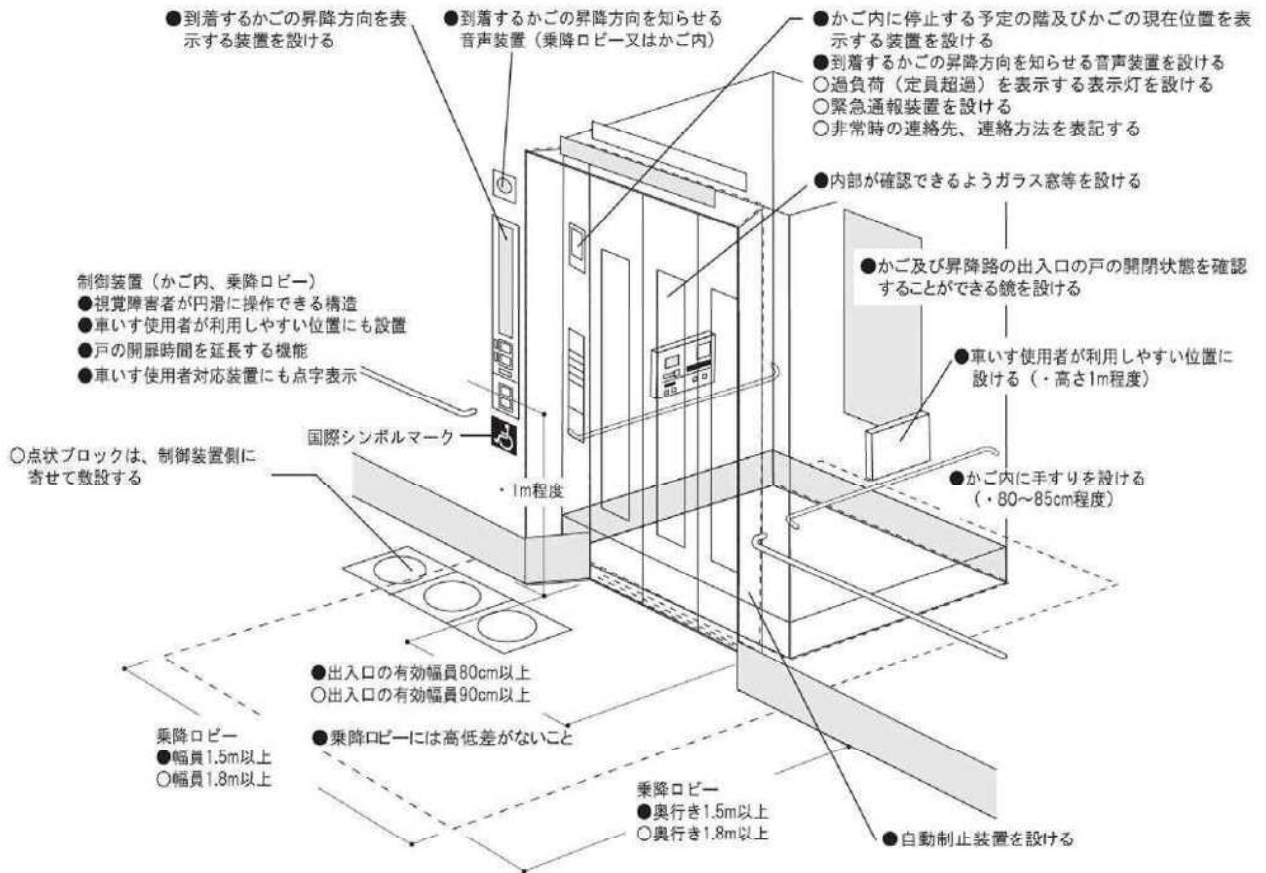
- ・移動等円滑化された経路での垂直移動手段は、エレベーターの設置を原則とする。
- ・エレベーターは、利用者動線及び移動等円滑化された経路から視認しやすい位置に設ける。
- ・設置位置等によっては、スルー型、直角二方向型等の出入口が複数あるエレベーターの設置が、有効な場合も考えられる。

### 整備基準

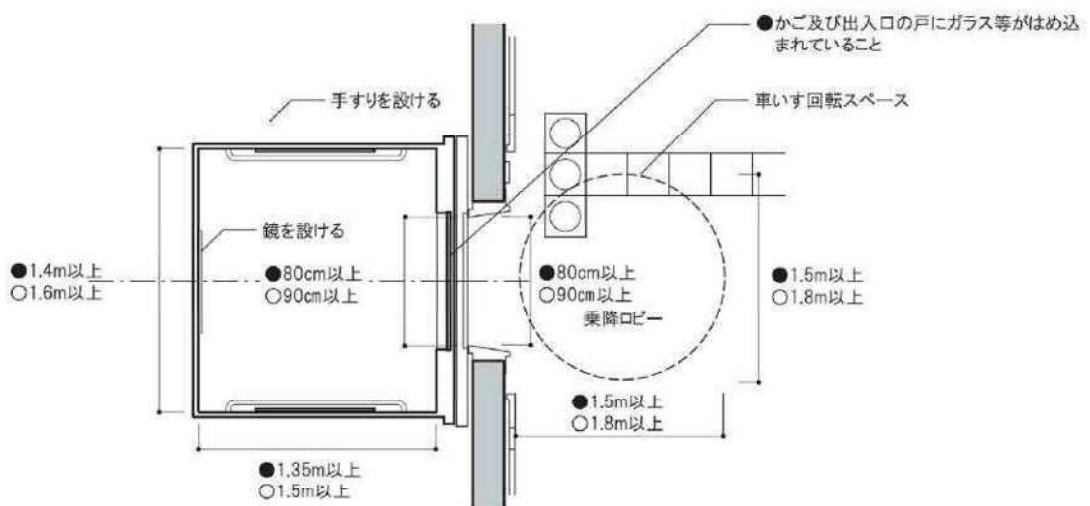
### 推奨基準

### 解説

	整備基準	推奨基準	解説
(1)移動等円滑化された経路を構成するエレベーター	移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。	・利用状況を勘案し、エレベーターを複数箇所に設置する。	
ア 出入口の幅	かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。	・車いす使用者の動作に対する余裕を見込み幅90cm以上とすること。	
イ かごの大きさ	かごの内法幅は1.4m以上とし、内法奥行きは1.35m以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。	・手動車いすが内部で円滑に転回でき、かつ、介助者と同乗できる大きさである15人乗り（幅1.6m、奥行き1.5m）以上とすること。	
ウ 鏡	かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。		
エ 戸の構造	かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これらに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。	・音と光で視覚障害者や聴覚障害者にも認識できるものとする。	
オ 手すり	かご内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）を設けること。		・扉のある側以外の壁面に設け、高さ80cm～85cm程度に設置する。
カ 開扉時間	かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。		
キ 停止階等表示	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備を設けること。		
ク～コ 障害者対応	ク かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる設備を設けること。 ケ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。 コ かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造のものとする。	・到着階の構造を音声案内することが望ましい。 ・音と光で視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことが分かるものが望ましい。 ・表示画面の配色については、色覚障害者の利用に配慮する。	・操作盤のボタンは、指の動きが不自由な利用者も操作できるような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。 ・各操作ボタンには、縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に点字表示を行い、点字による表示方法はJIS T0921規格に合わせたものとする。 ・操作ボタンの高さは、1m程度とする。 ・エレベーター前に敷設する点状ブロックの位置は、点字表示のある乗り場ボタンから30cm程度離れた箇所とする。
サ 乗降ロビー	乗降ロビーの幅は1.5m以上とし、奥行きは1.5m以上とすること。	・電動車いすが転回できる広さ（有効幅1.8m×奥行き1.8m以上）を確保する。	・エレベーター新設等の場合は、乗降ロビー付近に下り階段等を設けないこと。 ・エレベーターがある既存施設であって、乗降ロビー付近に下り階段等が存在する場合には、その間に十分な広さの空間を設けること。
シ 昇降方向表示装置	乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。		
ス 自動制止装置	かごの出入口には、利用者を感じし、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉を自動的に制止することができる装置を設けること。		
セ 災害時等	地震、火災、停電等の際に管制運転を行う装置を設け、当該装置の作動時には、その旨を音声及び文字で知らせる設備を設けるよう努めること。		・スルー型、直角二方向型等のエレベーターの場合、出入口の方向も音声で知らせること。



■ 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの例



■ 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの平面例

# 08-2

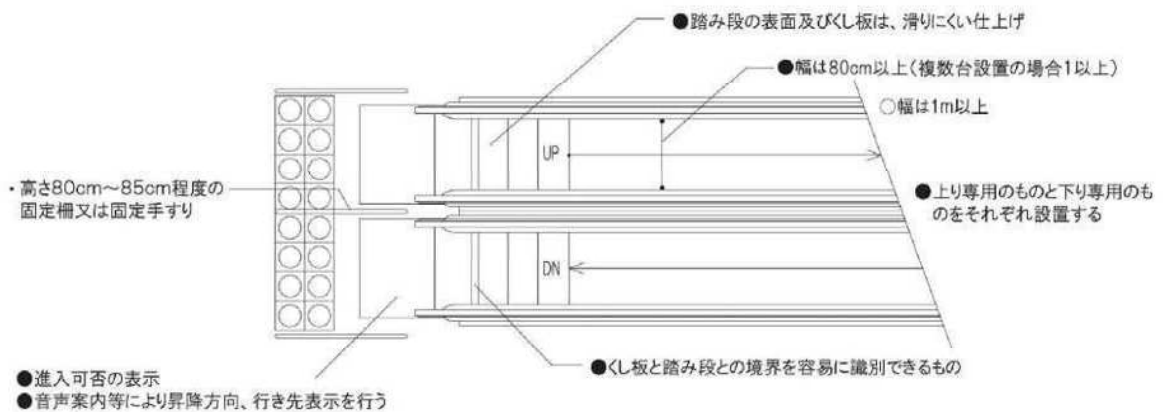
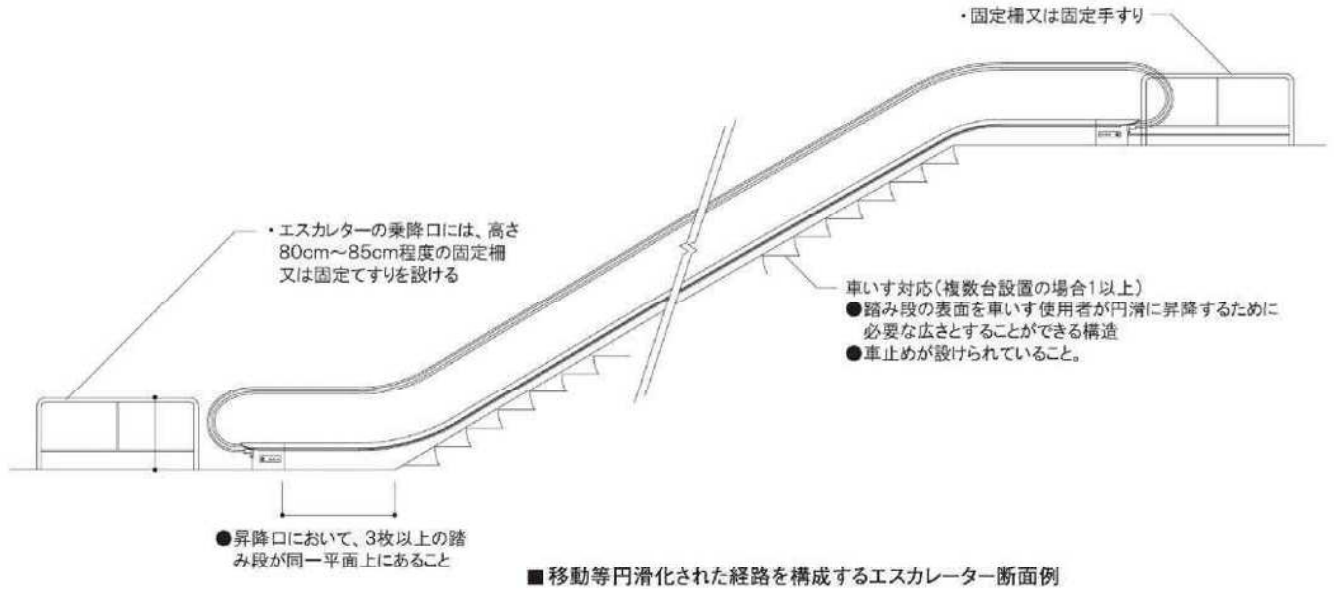
## エレベーター等

### 基本的な考え方

### 公共交通機関

- ・エスカレーターにより移動等円滑化された経路を確保する場合は、構造上の理由によりエレベーターを設けることが困難な場合に限る。

	整備基準	推奨基準	解説
(2)エスカレーター	エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。	・乗り口に近い位置に音源を設置するか、乗り口端部にスピーカーが内蔵されたエスカレーターを設置する。	
(3)移動等円滑化された経路を構成するエスカレーター	移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、(2)(施行規則4の項)の規定によるほか、次に掲げるものであること。ただし、キ及びクについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。	・昇降口付近に、係員の呼び出しボタンを設ける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エスカレーターの乗降口には、高さ80cm～85cm程度の固定柵又は固定手すりを設ける。</li> <li>・くし板から70cm程度の移動手すりを設ける。</li> <li>・エスカレーター前に敷設する点状ブロックの位置は、エスカレーター始末端部の点検蓋に接する程度の箇所とする。</li> </ul>
ア 昇降方向	上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、利用者が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。		
イ 仕上げ	踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。		
ウ 水平部分	昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にあること。		
エ～オ 識別	<p>エ 踏段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、踏段相互の境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>オ くし板の端部と踏段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとする。</p>		
カ 進入可否の表示	エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。		
キ 幅	幅は、80cm以上とすること。	・1m以上とすることが望ましい。	
ク 車いす対応	踏段の表面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。		



# 09-1

## 便 所

### 基本的な考え方

- ・便所は利用しやすい場所に配置し、だれもが円滑に利用できるみんなのトイレを1以上設ける(男女別の場合は各1以上。男女別に設置する場合でも、異性介助の際に入りやすい位置に設置する。)
- ・みんなのトイレ以外の便所を設ける場合には、ゆとりブースを1以上設ける(男女別の場合は各1以上)。
- ・小便器のうち1以上は床置き等とする。

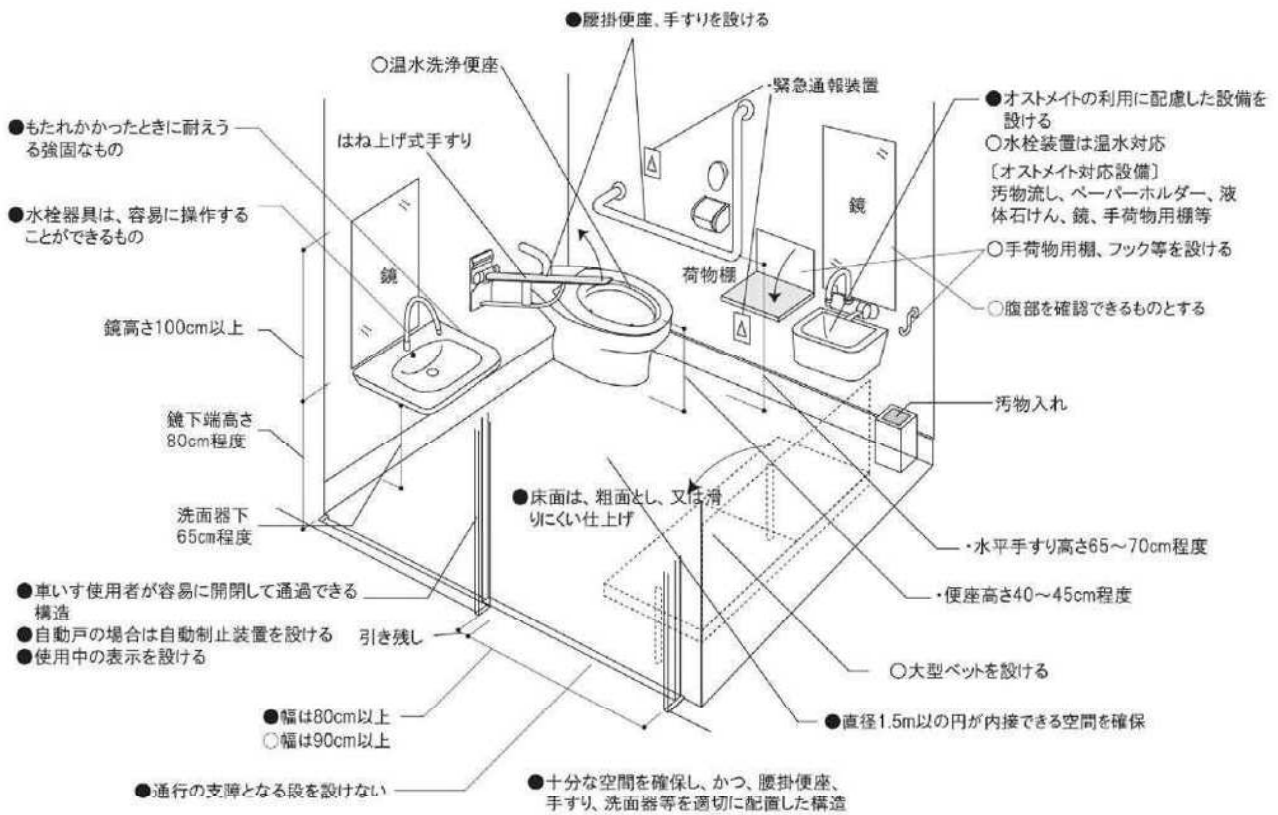
### 公共交通機関

#### 整備基準

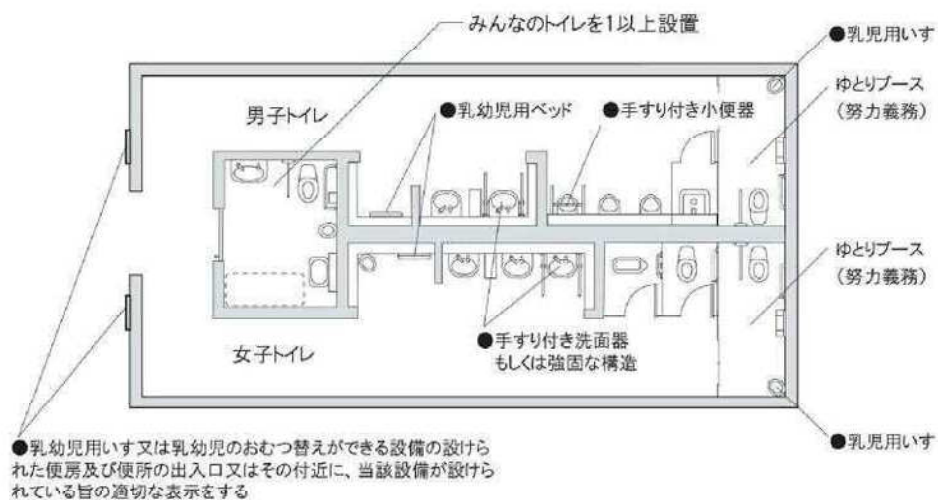
#### 推奨基準

#### 解説

	整備基準	推奨基準	解説
(1)便所	便所を設ける場合は、次に掲げるものであること。		
ア 視覚障害者対応	便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。		
イ 床面仕上げ	床面は、滑りにくい材料で仕上げること。		
ウ～エ 男子用小便器	ウ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。 エ ウの規定により設けられる小便器のうち1以上には、両側に手すりを設けること。		・手すりを設けた小便器は、出入口から最も近い場所に設ける。
(2)みんなのトイレ	便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準に適合させることのほか、みんなのトイレを設けることとする。	・みんなのトイレを複数設ける場合は、左右からの便器への移乗に配慮し、便器等の配置が異なるよう設ける。 ・必要に応じ、大型ベッドを設ける。 ・必要に応じ、更衣用の台を設ける。 ・車いす使用者、子ども等及び立位での利用を考慮し、全身の鏡を設ける。 ・緊急通報装置は、便器に腰掛けた状態、車いすから便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからでも操作できるように設置する。	・緊急通報装置を設ける。
(3)みんなのトイレの構造	みんなのトイレの構造は、次に掲げるものであること。		
ア 移動等円滑化された経路と便所との間の経路	1の項(1)(施行規則8の項(1))に規定する移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、5の項(2)(施行規則8の項(5))に掲げる基準に適合するものであること。		
イ 幅	出入口の幅は、80cm以上であること。	・幅90cm以上とする。	
ウ 段差	出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。		
エ 戸の構造	出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、80cm以上であること。 (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。	・幅90cm以上とする。	
オ 車いす使用者対応	車いす使用者の円滑な利用のために、車いすが360度回転できるよう、直径1.5m以上の円が内接できる空間を確保すること。		
カ 腰掛便座等	腰掛便座及び手すりを設けること。	・必要に応じて便器に背もたれを設ける。 ・温水洗浄便座を設ける。	・便座の高さは、40cm～45cm程度とする。 ・手すりを設ける場合は、便器の種類に対し適切に設置する。 ・水平部分の手すりの高さは、65cm～70cm程度とする。
キ オストメイト対応	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を1以上設けること。	・水栓装置は温水対応とする。	・「水洗器具」とは、オストメイト対応の設備をいう。
ク 標識	出入口には当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。		



■みんなのトイレ内の例

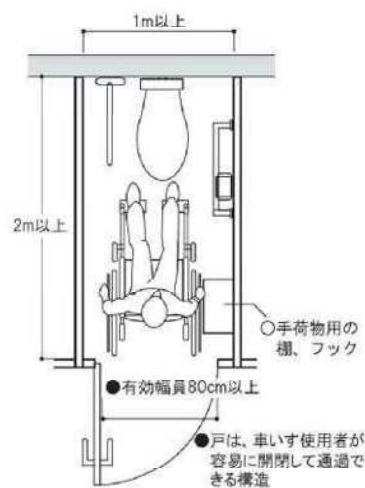
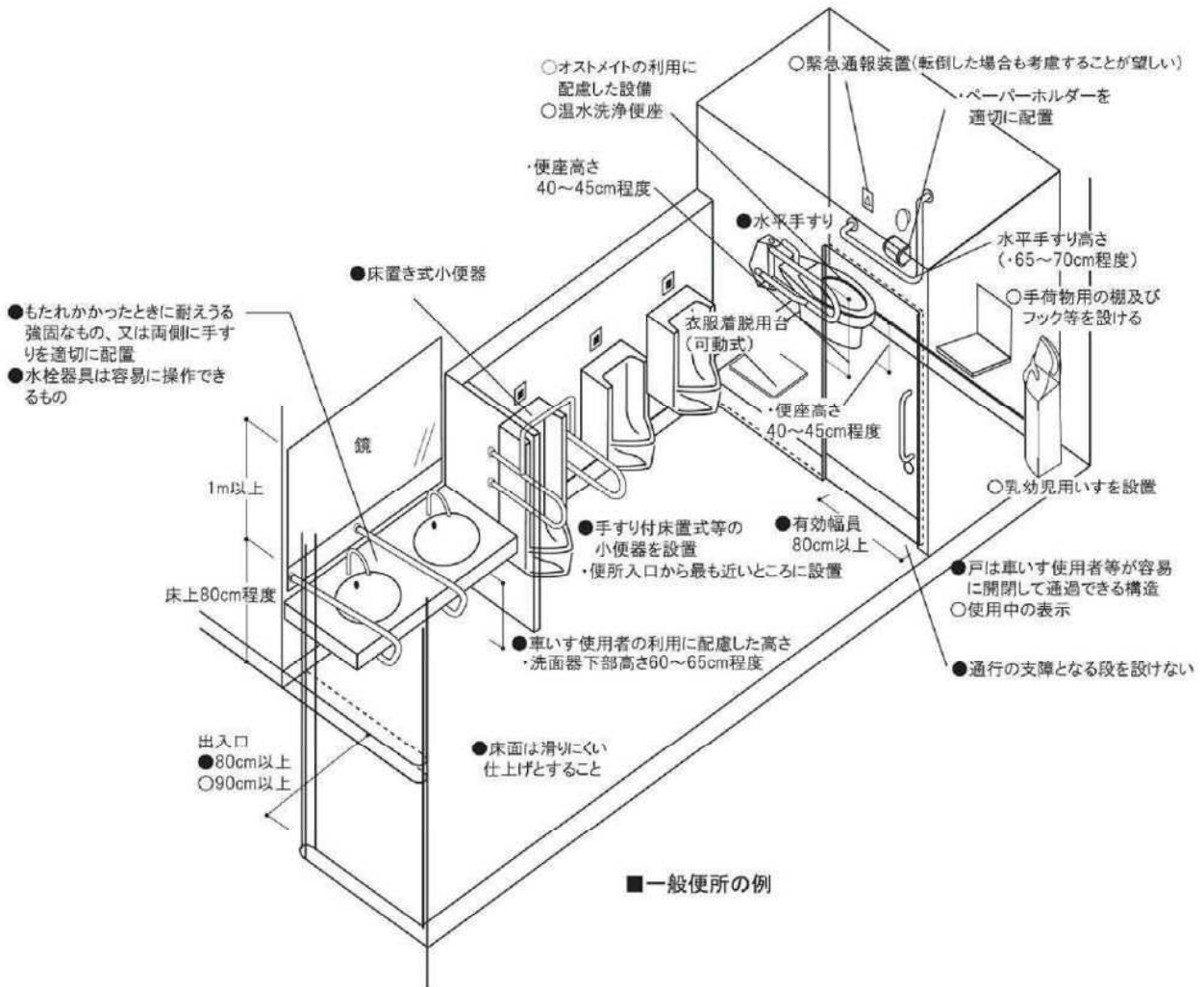


■みんなのトイレ以外に利用者の用に供する便所を設ける場合の例

・乳幼児用ベッド、乳幼児用いすは男女両方の便所に設ける。

	整備基準	推奨基準	解説
(4)ゆとりブース	<p>みんなのトイレ以外に便所を設ける場合は、ゆとりブースを1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けるよう努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆとりブースを複数設ける場合は、正面ないし左右からの便器への移乗に配慮し、便器等の配置が異なったものを設ける。</li> <li>・必要に応じ、手洗器、乳児用いす、乳児用ベッド、オストメイト用水洗等装置を設ける。</li> <li>・緊急通報装置を便房内に設けることが望ましい。</li> <li>・手荷物用の棚及びフック等を設ける。</li> </ul>	
(5)手洗器	<p>みんなのトイレ又はゆとりブースを設けた場合には、便所内に、次に掲げる手洗器を設けなければならない。</p> <p>ア 車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>イ 手洗器は、容易に操作することができるものとする。</p> <p>ウ もたれかかったときに耐えうる強固なもの又は両側に手すりが適切に配置されているものとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすでの使用に配慮し、洗面器の下に床より65cm程度の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを80cm程度とする。</li> <li>・容易に操作できる水洗器具は、センサー式、レバー式等が考えられる。</li> <li>・便器洗浄器具のスイッチは、押しボタン式等の操作が容易なものを分かりやすい位置に設ける。</li> <li>・視覚障害者や上肢体の不自由な人等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S0026規格に合わせるものとする。</li> </ul>
(6)乳幼児用設備	<p>便所を設ける場合は、そのうち1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房の出入口にその旨を表示すること。</p> <p>イ 便所内に、乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を1以上設けるよう努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ベッドを設けることが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児用ベッド等を設けた場合は、必要に応じ、便所の出入口にその旨を表示すること。</li> </ul>





車いす使用者が利用できる最小寸法の例

# 10 プラットフォーム

## 基本的な考え方

## 公共交通機関

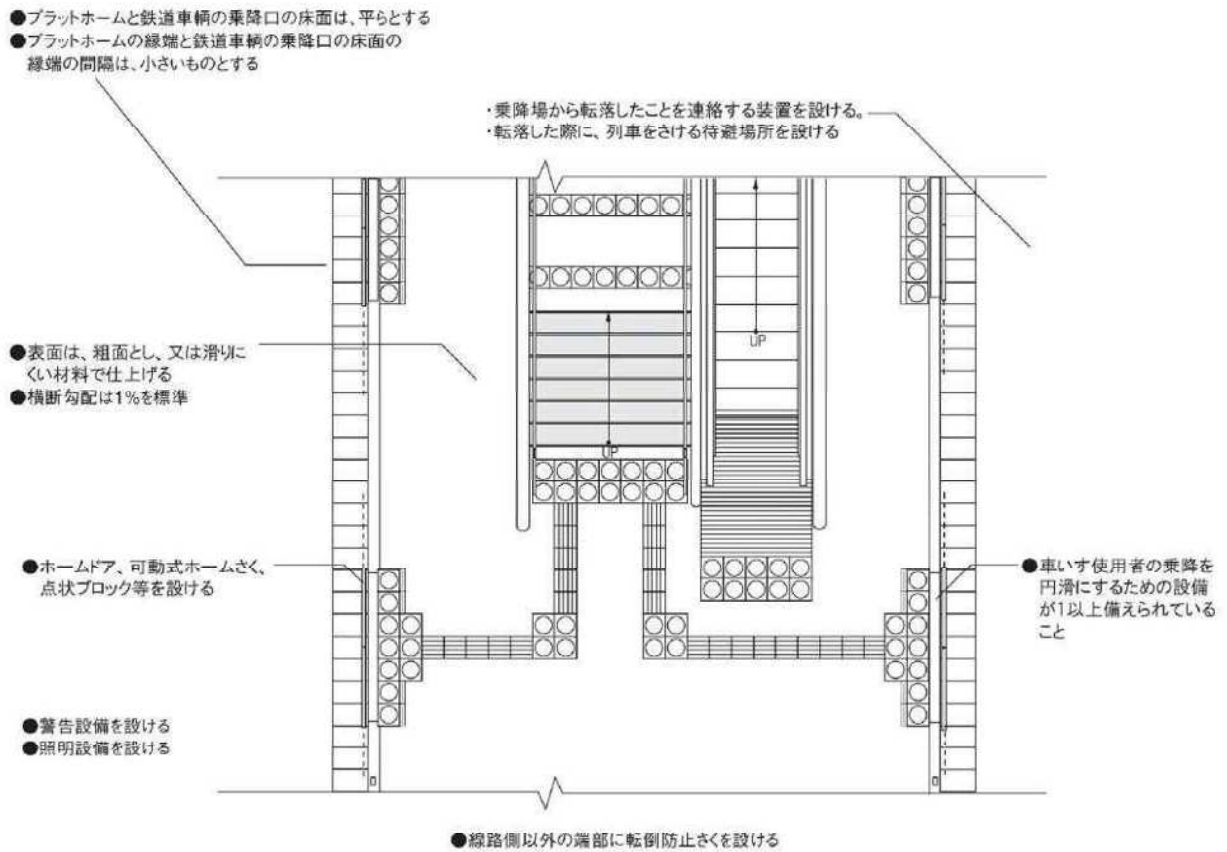
- ・プラットフォームでは、高齢者や障害者等の転落防止に配慮して、ホームドア、可動式ホーム柵、視覚障害者用誘導ブロックその他の転落防止策を講じる。
- ・プラットフォーム内の各種設備は高齢者、障害者等の通行の妨げにならないように配置する。
- ・プラットフォームと車両の床面の段差が生じないように配慮する。

### 整備基準

### 推奨基準

### 解説

	整備基準	推奨基準	解説
(1)プラットフォーム	鉄道駅のプラットフォームは、次に掲げるものであること。		・壁面や柱などに取り付ける看板等は、通行の支障とならないようにする。
ア 間隔	プラットフォームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ず間隔が大きいときは、利用者に対して警告するための設備を設けること。		
イ 床面	プラットフォームと鉄道車両の乗降口の床面とは、できる限り平らにすること。		
ウ 車いす使用者の乗降	プラットフォームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面とのすき間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を1以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		
エ 横断勾配	排水のための横断勾配は、1%を標準とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		
オ 床面仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。		
カ～キ 転落防止設備	カ 発着するすべての鉄道車両の乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットフォーム(鋼索鉄道に係るものを除く。)にあつては、ホームドア又は可動式ホームさく(利用者の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあつては、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備)を設けること。 キ カに掲げるプラットフォーム以外のプラットフォームにあつては、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。		・ホームドア、可動式ホームさく等が設けられていないホームの場合、ホーム縁端から80cm以上離れた場所に点状ブロックを連続して敷設する。 ・プラットフォーム上の柱などの構造物は、敷設された点状ブロックと干渉しないよう配慮する。
ク 転落防止柵等	プラットフォームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。		・転落防止用の柵の高さは、1.1m以上とすること。 ・線路側以外のプラットフォーム両側に敷設幅60cm程度の点状ブロックを敷設する。
ケ 警告設備等	列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		・プラットフォームから転落したことを、緊急に連絡するための装置を設けること。 ・乗降場から転落した際に、列車をさげる待避場所を設けること。
コ 照明設備	照明設備を設けること。		・プラットフォーム両端部まで、高齢者や弱視者の移動等円滑化のため、採光や照明に配慮する。
(2)適用除外	(1)エ及びケの規定は、ホームドア又は可動式ホームさくが設けられたプラットフォームについては適用しないものとする。		



#### ■プラットホームの整備例

# 11

## 乗車券等 販売所等

### 基本的な考え方

### 公共交通機関

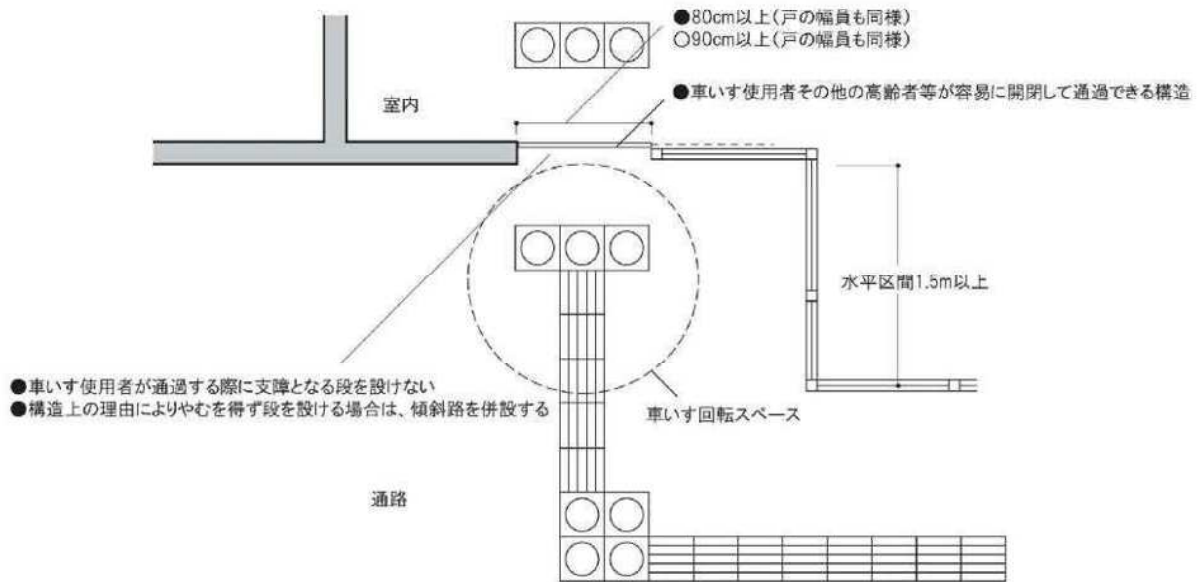
- ・案内所等のカウンターは、車いす使用者をはじめとする利用者だれもが円滑に利用できるよう配慮する。
- ・カウンターの高さ、蹴込み、下部の空間等について、車いす使用者の利用しやすいものとする。

#### 整備基準

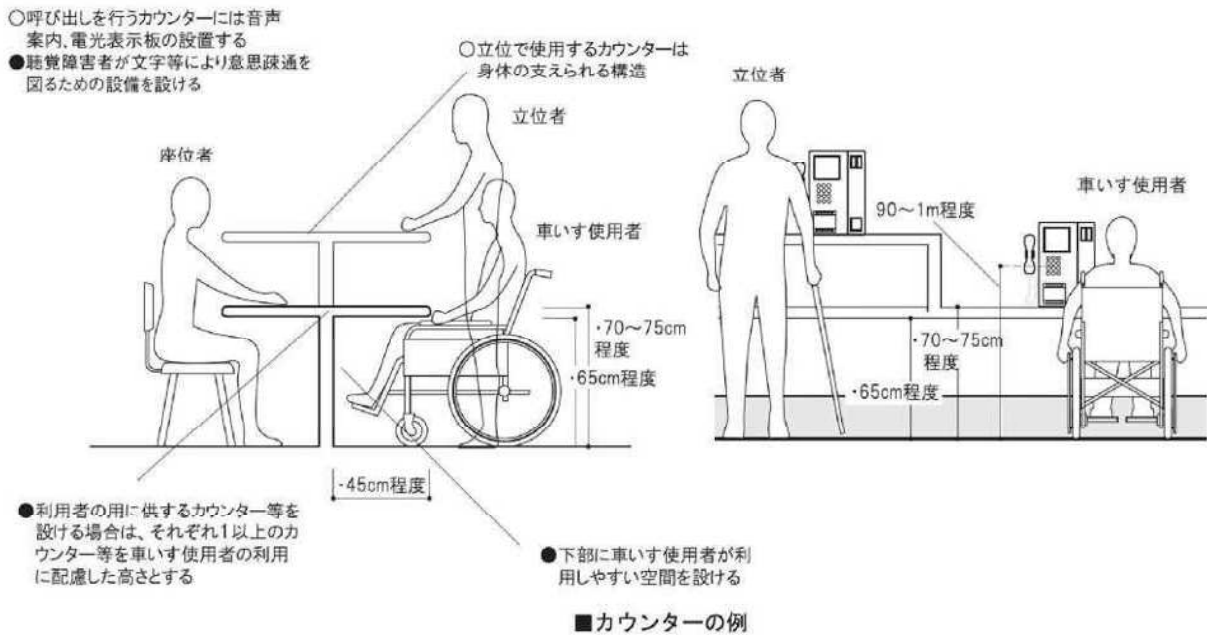
#### 推奨基準

#### 解説

	整備基準	推奨基準	解説
(1)乗車券等販売所	乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。		
ア 通路	移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路を構成する通路のうち1以上は、5の項(2)(施行規則8の項(5))に掲げる基準に適合するものとする。		
イ 出入口	出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、80cm以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものとする。 a 幅は、80cm以上とすること。 b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	・幅90cm以上とする。  ・幅90cm以上とする。	
ウ～エ 段差	ウ エに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 エ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。		
(2)カウンター	カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。	・立位で使用するカウンターは、身体の支えになるよう、床及び壁に固定し、必要に応じ手すりを設ける。 ・必要に応じて、乳幼児用いすをカウンター付近に設置する。	・車いす使用者用カウンターの高さは、70～75cm程度とする。下部には、高さ65cm程度、奥行き45cm程度の空間を設ける。 ・電話機のボタン等の中心の高さは、90cm～1m程度とする。 ・カウンターの1箇所に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
(3)待合所及び案内所	(1)及び(2)の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用するものとする。		
(4)聴覚障害者対応	乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字等により意思疎通を図るための設備を設けること。この場合において、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示すること。		・筆談用のメモ用紙等を用意する。



■乗車券等販売所の出入口の例



■カウンターの例

# 12.13

## 発券機 標識

### 基本的な考え方

- ・自動券売機、自動精算機等は、車いす使用者及び視覚障害者等をはじめ、だれもが円滑に利用できるようなものとする。
- ・案内板及び案内表示等を設ける場合は、だれもが認識しやすいように設置場所、高さ、文字の大きさ、形状、分かりやすさなどに十分に配慮する。
- ・車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者等に緊急通報及び避難情報が円滑に伝達される音声及び文字表示等を適切に設ける。

### 公共交通機関

#### 整備基準

#### 推奨基準

#### 解説

	整備基準	推奨基準	解説		
券売機	券売機を設ける場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した次に掲げる構造のものを1以上設けること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口が設けられている場合は、この限りでない。				
	(1)ボタンの高さ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭投入口は、1.1m以下の高さとする。</li> <li>・主要なボタンは、1.1m程度の高さを中心に配置する。</li> <li>・車いす使用者が利用しやすいよう、下部に高さ65cm程度の空間を確保する。</li> <li>・インターホン、呼出しボタン等は利用者にとって使用しやすい高さ、構造とする。</li> </ul>		
	(2)視覚障害者対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導する券売機は、改札口に近い位置に設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・線状ブロックで誘導される券売機の前に敷設される点状ブロックの位置は、券売機の手前30cm程度の箇所とする。</li> <li>・点字による表示方法は、JIS T0921規格に合わせたものとする。</li> </ul>		
標識	(1)～(2)標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標識には、必要に応じて音声誘導装置を設ける。</li> <li>・地域ごとの来訪者事情により、日本語、英語以外の言語を併記することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口名、改札口名、行き先、旅客施設名など主要な用語は、英語を併記する。</li> <li>・突出型の室名札を設ける場合は、下端2m以上を標準とする。</li> <li>・標識の表示は、大きめの文字や図記号を用いるなど、分かりやすいものとし、明度差に配慮する。</li> </ul>		
	(3)設置配置案内				
	(4)視覚障害者対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字による案内板を設ける場合は、点字面に視覚障害者が読みとり易いような角度を持たせること。</li> </ul>		
	(5)文字情報設備				
	(6)誘導灯				
		<p>(1) エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は(3)に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(2) (1)の標識は、日本工業規格Z8210に適合するものとし、かつ、次に掲げる基準に適合するよう設けること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 当該標識に表示すべき内容を高齢者、障害者等が容易に識別できるものとする。</p>	<p>公共用通路に直接通じる出入口又は改札口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（1の項(3)（施行規則8の項(3)）前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、1の項(3)（施行規則8の項(3)）前段に規定する他のエレベーターを含む、以下この号において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p>	<p>公共用通路に直接通じる出入口の付近その他の適切な場所に、公共交通機関施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>	<p>案内、呼出し等の窓口を設ける場合は、文字で情報を表示することにより聴覚障害者を案内する設備を設けるよう努めること。</p>



■ホーム階段付近のサインの例



■ラチ付近の出口案内等のサインの例

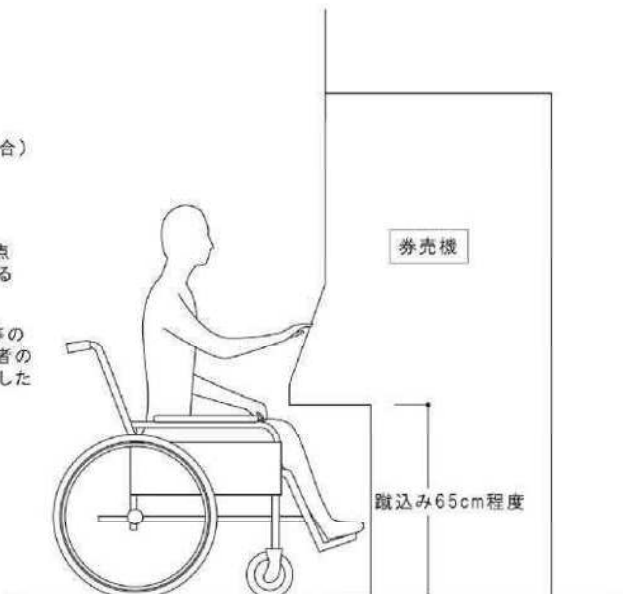
・インターフォン、呼び出しボタンは利用しやすい位置に設置

●点字表示

●音声案内(ボタンのない場合)

●券売機の横には、点字の運賃表を設ける

●金銭入口、ボタン等の高さが車いす使用者の円滑な利用に配慮したもの  
・1.1m程度



■券売機の例

# 14.15

## 休憩設備 育児用施設

### 基本的な考え方

### 公共交通機関

- ・旅客施設の規模等も考慮し、必要に応じて利用者の休憩の用に供するベンチ、水飲み台等の休憩設備を設けること。
- ・子育てしやすい環境づくりを進める。
- ・乳幼児を連れたものが、気軽に外出し、社会参加できるよう、授乳場所やおむつ替えのできる場所を1以上設ける。

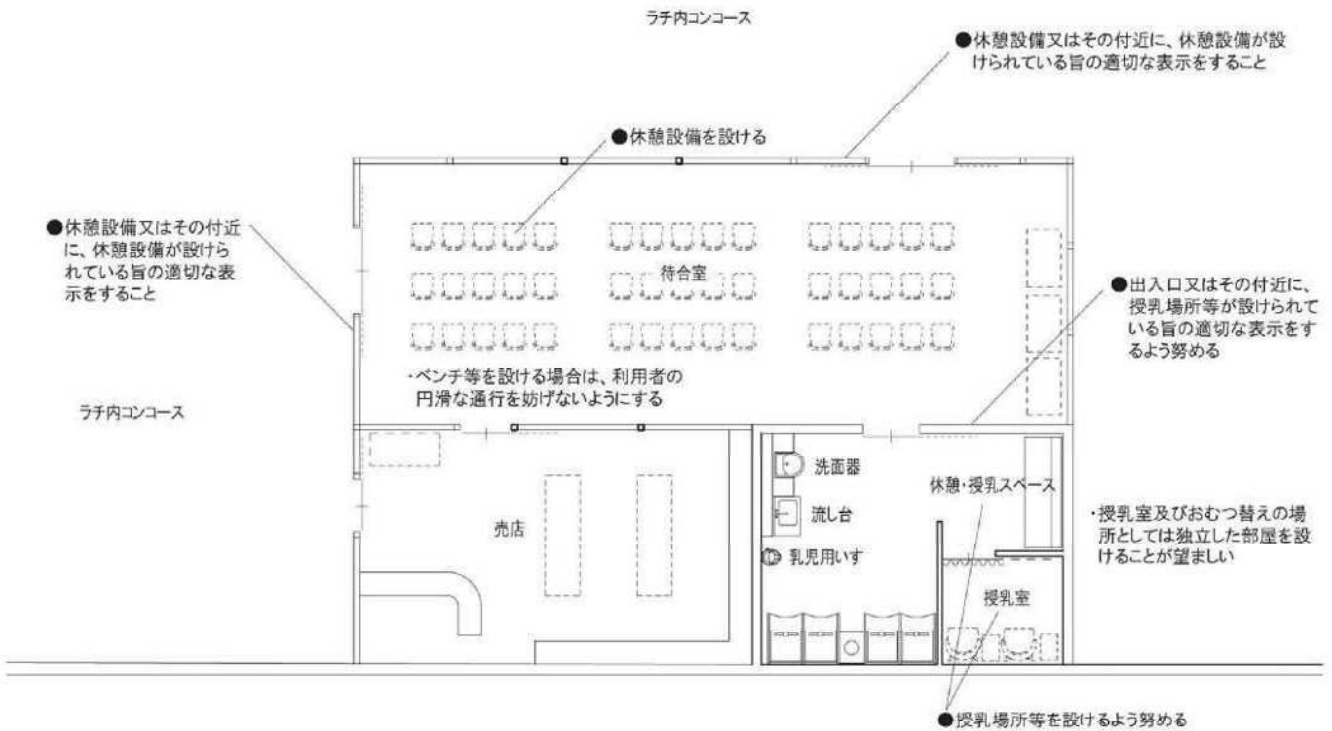
#### 整備基準

#### 推奨基準

#### 解説

	整備基準	推奨基準	解説
14 休憩設備	(1)休憩設備 休憩設備を1以上設けること。ただし、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチ等を設ける場合は、利用者の円滑な通行を妨げないようにする。また、視覚障害者等の通行の支障とならないような措置を講ずる。</li> <li>・車いす使用者が休憩等のできる空間を確保する。</li> </ul>
	(2)案内表示 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。		
15 育児用施設	(1)育児用施設 育児用施設を設けるよう努めること。	・洗面器を1以上設ける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授乳室及びおむつ替えの場所としては独立した部屋を設けることが望ましいが、スペース的に困難な場合には、待合室等の一部を利用し、これらの場所を設ける。</li> </ul>
	(2)案内表示 育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をすること。		





■ 休憩設備、育児用施設の例